

イ 出席停止等の対象者とその期間について

(ア) 出席停止の措置をとるべき場合

児童生徒の陽性が判明した場合には、学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止を措置する。陽性者（有症状の者）の出席停止期間は「発症した後五日が経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」（学校保健安全法施行規則第19条第2項チ）を基準とする。また、児童生徒に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がみられ、医師等により登校を控えるよう指示された場合は、出席停止を措置する（学校保健安全法施行規則第19条第4項）こと。

表1 出席停止の取扱い

	対象者	期間
①	陽性者	<b>【有症状者の場合】</b> 発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快 <sup>※2</sup> した後1日を経過するまで ※2 「症状が軽快」とは、従来の社会一般における療養期間の考え方と同様、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
		<b>【無症状者の場合】</b> 陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで ただし、出席停止期間中に発症した場合は、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」の期間とする。
②	体調不良者のうち医師等から登校を控えるよう指示された者 （①を除く）	学校医その他医師において感染のおそれがないと認めるまで

なお、出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該児童生徒等に対してマスクの着用を推奨する。ただし、その場合もマスクの着用を強いることがないよう十分に注意するとともに、児童生徒間で感染の有無やマスクの着用の有無によっていじめ、差別、偏見がないよう、適切に指導すること。

(イ) その他「欠席」の扱いとしない場合

学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合等において、

- ・医療的ケアを必要とする児童生徒（以下、「医療的ケア児」という。）及び基礎疾患等があり重症化するリスクが高い児童生徒（以下、「基礎疾患児」という。）について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合
- ・保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合

には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上

「出席停止・忌引等の日数」の欄に記入し、欠席とはしないことも可能である。  
(幼稚園等については、備考欄等にその旨を記載)。

表2 「欠席」の扱いとしない場合

	対象者	期間
①	医療的ケア児・基礎疾患児で医師等から登校を控えるよう指示された者	主治医の見解を保護者に確認の上、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」
②	保護者から感染不安で休ませたいと相談があった者で、かつ、校長が合理的な理由があると判断した者	保護者の申し出により、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」

### (3) 濃厚接触者及び濃厚接触者相当の者の取扱いについて

令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われな~~い~~こととなり、従前であれば濃厚接触者として特定されていた者についても、今後は、行動制限及びその協力要請は行われ~~な~~いこと等を踏まえ、学校において濃厚接触者相当の者の特定を行う必要はなく、

- ・ 同居している家族が陽性となった児童生徒等
- ・ 学校で陽性者と接触があった児童生徒等のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした者であっても、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、直ちに出席停止の対象とする必要はないこと。

Q2：陽性者の出席停止期間について「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快してから一日を経過するまで」とあるが「かつ」がある意味はなにか。

A2：「かつ」があることによって両方の要件を満たす必要があり、仮に発症後5日経過しても症状が軽快していない場合は、症状軽快後1日を経過するまで出席停止とする必要があります。

<出席停止の例>

・事例1

曜日	金	土	日	月	火	水	木
状況	発症	陽性判明		症状軽快			登校可
発症後	0日	1日	2日	3日	4日	5日	
症状軽快後				0日	1日	2日	

・事例2

曜日	金	土	日	月	火	水	木	金
状況	発症	陽性判明				症状軽快		登校可
発症後	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	
症状軽快後						0日	1日	

・事例3（無症状陽性者）

曜日	金	土	日	月	火	水	木
状況	検体採取	陽性判明					登校可
発症後 <sup>※</sup>	0日	1日	2日	3日	4日	5日	
症状軽快後							

※無症状陽性者の場合、検体採取日を「0日」として起算

・事例4（無症状陽性者で出席停止を措置した後、期間中に発症）

曜日	金	土	日	月	火	水	木	金
状況	検体採取	陽性判明		発症		症状軽快		登校可
発症後 <sup>※</sup>	0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	
症状軽快後						0日	1日	

※無症状陽性者の場合、検体採取日を「0日」として起算

※出席停止期間中に発症した場合、「検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」とする。